

平成24年第1回葛巻町議会臨時会会議録（第1号）目次

平成24年1月20日

【開会】	1
・町長あいさつ	

◇議事日程第1号

【仮議席の指定】	2
日程第1 仮議席の指定について	
【議長選挙】	2
日程第2 議長の選挙について	

◇議事日程第2号

【副議長選挙】	4
日程第3 副議長の選挙について	
【議席の指定】	5
日程第4 議席の指定について	
【会議録署名議員の指名】	6
日程第5 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	6
日程第6 会期の決定	
【輝くふるさと常任委員会の委員の選任・委員長、副委員長の互選】	6
日程第7 輝くふるさと常任委員会の委員の選任について	
日程第8 輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について	
【広報発行常任委員会の委員の選任・委員長、副委員長の互選】	7
日程第9 広報発行常任委員会の委員の選任について	
日程第10 広報発行常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について	

【 議会運営委員会の委員の選任・委員長、副委員長の互選 】	9
日程第 11 議会運営委員会の委員の選任について	
日程第 12 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について	
【 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 】	11
日程第 13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
【 盛岡地区広域消防組合議会議員選挙 】	12
日程第 14 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙について	
【 盛岡北部行政事務組合議会議員選挙 】	13
日程第 15 盛岡北部行政事務組合議会議員の選挙について	
【 閉会中継続審査（調査）の件 】	14
日程第 16 議会運営委員会閉会中継続審査申出書の件について	
日程第 17 輝くふるさと常任委員会閉会中継続調査申出書の件について	
日程第 18 広報発行常任委員会閉会中継続調査申出書の件について	
【 議案第 1 号～議案第 5 号 】	
日程第 19 議案第 1 号 平成 23 年度葛巻町一般会計補正予算（第 5 号）	15
日程第 20 議案第 2 号 葛巻町災害復興基金条例	21
日程第 21 議案第 3 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて	26
日程第 22 議案第 4 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて	26
日程第 23 議案第 5 号 町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについて	27

平成24年第1回葛巻町議会臨時会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成24年1月13日(金)					
招集年月日	平成24年1月20日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年1月20日 1日間					
会議の月日	平成24年1月20日(金) 開会10時00分 閉会14時25分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	高宮 一明	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	辰柳 敬一	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3番	姉帯 春治	7番	鳩岡 明男		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局	檜木 幸夫		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議会事務局長 (阿部実君)

おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員の中で、柴田勇雄議員が年長となっております。したがって、柴田勇雄議員が臨時議長となります。柴田勇雄議員、議長席にお着き願います。

臨時議長 (柴田勇雄君)

おはようございます。

ただいま紹介のありました柴田勇雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長が決まるまでの間、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ここで町長から臨時会招集に当たってのあいさつの申し入れがありましたので、これを許します。町長。

町長 (鈴木重男君)

本日ここに新しく選任されました議員の皆様方をお迎えをいたしまして、第1回葛巻町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの葛巻町議会議員選挙におきましてご当選されました議員各位に対しまして、心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

今年は穏やかな新年を迎え、新年交賀会を皮切りに町の行政もスタートをいたしました。

去る1月16日には過疎地域自立活性化優良事例表彰、最高位の賞であります総務大臣賞を受賞いたしましたの祝賀会、その際には議員各位をはじめ、町民の多くの方々のご出席のもと盛大に開催することができましたことに対しまして、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

昨年は新年早々からの大雪、そして3月の東日本大震災、9月には台風15号によりましての豪雨などの自然災害により町民生活が脅かされ、安全、防災対策の重要性を再認識する1年となりました。

こうしたことから、町民の皆様が日常生活で感じている様々な不安を一つひとつ解消していくことが、本当の意味での豊かさや幸せにつながっていくものと考えております。これらの不安をひとつでも多く解消し、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位には今後一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今次臨時議会には、台風15号被害による災害復旧事業費に係る一般会計補正予算など5議案をご提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよ

うお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

臨時議長（柴田勇雄君）

これで町長のあいさつを終わります。

これより議会の構成に入りたいと思います。町長はじめ職員の皆さんは、議案審議までの間退席されても結構です。議案審議の時間になりましたら、こちらから連絡をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時05分）

（町長以下執行部職員退場）

（再開時刻 10時06分）

臨時議長（柴田勇雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまから平成24年第1回葛巻町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立いたしました。

これより今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これより今日の議事日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席している議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（出入口施錠）

ただいまの出席議員は10名です。

立会人を指名いたします。

葛巻町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、鈴木満君、6番、橋場清廣君を指名いたします。

お諮りいたします。

投票の結果、最多得票者を議長に、最多得票者が複数の場合は、くじで決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。適任と思われる人1名の氏名を記入の上、投票願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱を提示し確認)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番、鈴木満君から順番に投票願います。

(演壇に設置されている投票箱に投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鈴木満君、橋場清廣君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(鈴木満議員、橋場清廣議員開票に立ち会い)

(開箱、投票用紙点検、集計作業)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、中崎和久君 7 票、橋場清廣君 2 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、中崎和久君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(出入口の施錠を解く)

ただいま議長に当選されました中崎和久君が議長におられます。葛巻町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

中崎和久君、承諾のあいさつを自席でお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

ただいまは議長に選任をいただきましてして、身に余る光栄と同時に責任の重さを痛感をいたしておるところであります。

この上は議員各位のご協力をいただきながら、さらに開かれた議会、町民の皆様信頼をされる議会を目指して誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

臨時議長 (柴田勇雄君)

中崎和久議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。議長が議長席に着く間、暫時休憩いたします。

(休憩時刻 10時18分)

(議長席交替)

(再開時刻 10時19分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(出入口施錠)

ただいまの出席議員は10名です。

立会人を指名します。

葛巻町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、鈴木満君、6番、橋場清廣君を指名します。

お諮りします。

投票の結果、最多得票者を副議長に、最多得票者が複数の場合は、くじで決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。適任と思われる人1名の氏名を記入の上、投票願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を提示し確認)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番、柴田勇雄君から順番に投票願います。

(演壇に設置されている投票箱に投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鈴木満君、橋場清廣君、開票の立ち会いをお願いします。

(鈴木満議員、橋場清廣議員開票に立ち会い)

(開箱、投票用紙点検、集計作業)

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票。

有効投票のうち、高宮一明君 7 票、山岸はる美さん 2 票、姉帯春治君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって高宮一明君が副議長に当選しました。議場の出入口を開きます。

(出入口の施錠を解く)

ただいま副議長に当選されました高宮一明君が議長におられます。

葛巻町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

高宮一明君、承諾のあいさつをお願いします。

副議長 (高宮一明君)

ただいまは議員各位のご推挙によりまして葛巻町議会副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じます。と同時に責任の重大さも痛感しております。

浅学非才ではありますが、副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではありませんが、幸いにしまして、議長には人格、識見ともに択一された中崎議長が就任になっておられます。副議長職は、地方自治法上、議長を補佐する職ではなく、代理をする職であるということを念頭に置きながらも、中崎議長のご指導を仰ぎながら、議会が公正かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力することを念頭に置きながら、議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りながら、要職に着いてまいりたいというふうに思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (中崎和久君)

ここで、議席の調整のため、暫時休憩します。

席を立たないでお待ちください。

(休憩時刻 10 時 29 分)

(再会時刻 10 時 30 分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 4、議席の指定を行います。

議席は、葛巻町議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が指定することになっています。

事務局長に、議席番号と議員氏名を朗読させます。なお 10 番は議長、9 番は副議長とします。

それでは朗読願います。

議会事務局長（阿部実君）

それでは朗読させていただきます。

1番、柴田勇雄議員、2番、鈴木満議員、3番、姉帯春治議員、4番、小谷地喜代治議員、5番、山岸はる美議員、6番、橋場清廣議員、7番、鳩岡明男議員、8番、辰柳敬一議員、9番、高宮一明副議長、10番、中崎和久議長、以上でございます。

議長（中崎和久君）

ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

ここで議席移動のため、暫時休憩します。

（休憩時刻 10時32分）

（議席移動）

（再開時刻 10時33分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により議長から、3番、姉帯春治君、7番、鳩岡明男君を指名します。

次に日程第6、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

次に日程第7、輝くふるさと常任委員会の委員の選任についてを行います。

葛巻町議会委員会条例第2条で、輝くふるさと常任委員会の委員の定数は10人と規定されています。

また、同条例第5条第1項では、常任委員会の委員は、議長が会議に諮り指名すると規定されています。

お諮りします。

輝くふるさと常任委員会の委員は、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、輝くふるさと常任委員会の委員は、議員全員を指名することに決定しました。

お諮りします。

葛巻町議会委員会条例第5条第4項で、議長は所属した常任委員会の委員を辞任することができる」と規定されています。

同項の規定により、議長は輝くふるさと常任委員会の委員を辞任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長は輝くふるさと常任委員会の委員を辞任することに決定しました。次に日程第8、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを行います。

委員長、副委員長ともに決定しておりませんので、本日輝くふるさと常任委員会を葛巻町役場に招集します。

葛巻町議会委員会条例第7条第1項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

互選の結果は委員長から報告願います。

委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

(休憩時刻 10時34分)

(再開時刻 11時02分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

互選結果の報告を求めます。輝くふるさと常任委員長。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

それでは、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果について、ご報告いたします。

委員長に私、鈴木満、副委員長に姉帯春治委員。以上のとおり決定したので、ご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり、委員長、鈴木満君、副委員長、姉帯春治君、以上のとおり決定しました。

次に日程第9、広報発行常任委員会の委員の選任についてを行います。

葛巻町議会委員会条例第2条で、広報発行常任委員会の委員の定数は5人と規定されています。

また、同条例第5条第1項では、常任委員会の委員は、議長が会議に諮り指名すると規定されています。

お諮りします。

広報発行常任委員会の委員5人については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会の委員5人については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

広報発行常任委員会の委員の選考をお願いします。

選考の結果は、輝くふるさと常任委員長から報告願います。

選考の間、暫時休憩します。

(休憩時刻 11時04分)

(再開時刻 11時12分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

選考結果の報告を求めます。輝くふるさと常任委員長。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

先ほど、広報発行常任委員会の委員の選考について協議しました。その結果を私からご報告いたします。

広報発行常任委員会委員に柴田勇雄議員、姉帯春治議員、橋場清廣議員、辰柳敬一議員、高宮一明副議長の5名を選考したのでご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

広報発行常任委員会の委員には、ただいま報告のとおり、柴田勇雄議員、姉帯春治議員、橋場清廣議員、辰柳敬一議員、高宮一明副議長の5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会の委員には、報告のとおり選任することに決定しました。

次に日程第10、広報発行常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを行います。

委員長、副委員長ともに決定していませんので、本日広報発行常任委員会を葛巻町役場に招集します。

委員会条例第7条第1項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。
互選の結果は、委員長から報告願います。
委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

(休憩時刻 11時14分)

(再開時刻 11時28分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
互選結果の報告を求めます。広報発行常任委員長。

広報発行常任委員長 (橋場清廣君)

それでは、広報発行常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果について、ご報告いたします。
委員長に私、橋場清廣、副委員長に柴田勇雄委員。以上のとおり決定したので、ご報告いたします。
平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。広報発行常任委員長、橋場清廣。

議長 (中崎和久君)

広報発行常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり、委員長、橋場清廣君。副委員長、柴田勇雄君。以上のとおり決定しました。
次に日程第11、議会運営委員会の委員の選任についてを行います。
葛巻町議会委員会条例第4条の2第2項で、議会運営委員会の委員の定数は4人と規定されています。
また、同条例第5条第1項では、議会運営委員会の委員は、議長が会議に諮り指名すると規定されています。
お諮りします。
議会運営委員会の委員4人については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の委員4人については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名することに決定しました。
議会運営委員会の委員の選考をお願いします。
選考の結果は、輝くふるさと常任委員長から報告願います。
選考の間、暫時休憩します。

(休憩時刻 11時31分)

(再開時刻 11時36分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
選考結果の報告を求めます。輝くふるさと常任委員長。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

先ほど議会運営委員会の委員の選考について協議しました。その結果を私からご報告いたします。
議会運営委員会委員に、鳩岡明男議員、山岸はる美議員、小谷地喜代治議員、鈴木満議員の4名を選考したので、ご報告いたします。
平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

議会運営委員会の委員には、ただいま報告のとおり、鳩岡明男君、山岸はる美さん、小谷地喜代治君、鈴木満君の4名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員会の委員には、報告のとおり選任することに決定しました。
次に日程第12、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを行います。
委員長、副委員長ともに決定しておりませんので、本日議会運営委員会を葛巻町役場に招集します。
葛巻町議会委員会条例第7条第1項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。
互選の結果は委員長から報告願います。
委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

(休憩時刻 11時39分)

(再開時刻 11時58分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
互選結果の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 (小谷地喜代治君)

それでは、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果について、ご報告いたします。
委員長に私、小谷地喜代治、副委員長に山岸はる美委員。以上のとおり決定したので、

ご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。議会運営委員長、小谷地喜代治。

議長（中崎和久君）

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり、委員長、小谷地喜代治君、副委員長、山岸はる美さん。以上のとおり決定しました。

次に日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

その推薦の方法は、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、指名することとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選考をお願いします。

なお、選考結果の報告は、輝くふるさと常任委員会委員長からお願いします。

選考の間、暫時休憩します。

（休憩時刻 12時00分）

（再開時刻 12時05分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選考結果について報告願います。輝くふるさと常任委員会委員長。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

先ほど、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選考について協議しました。その結果を私からご報告いたします。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に中崎和久議長を選考したので、ご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

ただいま報告のとおり、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私を推薦いただきました。

お諮りします。

私を当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には私が当選となりました。

次に日程第14、盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

その推薦の方法は、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、指名することとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、盛岡地区広域消防組合議会議員については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

盛岡地区広域消防組合議会議員の選考をお願いします。

なお、選考結果の報告は、輝くふるさと常任委員会委員長からお願いします。

選考の間、暫時休憩します。

（休憩時刻 12時07分）

（再開時刻 12時11分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

盛岡地区広域消防組合議会議員の選考結果について報告願います。輝くふるさと常任委員長。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

先ほど、盛岡地区広域消防組合議会議員の選考について協議しました。その結果を私からご報告いたします。

盛岡地区広域消防組合議会議員に辰柳敬一議員を選考したので、ご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

ただいま報告のとおり、盛岡地区広域消防組合議会議員に辰柳敬一君が推薦されました。

お諮りします。

ただいま推薦されました辰柳敬一君を当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、盛岡地区広域消防組合議会議員には辰柳敬一君が当選されました。

ただいま、当選されました辰柳敬一君が議場におられます。

葛巻町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に日程第15、盛岡北部行政事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

その推薦の方法は、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、指名することとしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、盛岡北部行政事務組合議会議員については、副議長、輝くふるさと常任委員会の委員長及び副委員長の3人をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

盛岡北部行政事務組合議会議員の選考をお願いします。

なお、選考結果の報告は、輝くふるさと常任委員会委員長からお願いします。

選考の間、暫時休憩します。

（休憩時刻 12時14分）

（再開時刻 12時18分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

盛岡北部行政事務組合議会議員の選考結果について報告願います。輝くふるさと常任委員長。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

先ほど、盛岡北部行政事務組合議会議員の選考について協議しました。その結果を私

からご報告いたします。

3名の議員は橋場清廣議員、山岸はる美議員、小谷地喜代治議員の3名を選考したので、ご報告いたします。

平成24年1月20日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

ただいま報告のとおり、盛岡北部行政事務組合議会議員に橋場清廣君、山岸はる美さん、小谷地喜代治君が推薦されました。

お諮りします。

ただいま推薦されました橋場清廣君、山岸はる美さん、小谷地喜代治君を当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、盛岡北部行政事務組合議会議員には橋場清廣君、山岸はる美さん、小谷地喜代治君が当選されました。

ただいま、当選されました橋場清廣君、山岸はる美さん、小谷地喜代治君が議場におられます。

葛巻町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで暫時休憩します。

（休憩時刻 12時20分）

（再開時刻 12時21分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第16、議会運営委員会閉会中継続審査申出書の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続審査の申出書が提出されています。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会閉会中継続審査申出書の件については、本申出書のとおり、なお継続審査とすることに決定しました。

次に日程第17、輝くふるさと常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

輝くふるさと常任委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続調査の申出書が提出されています。

お諮りします。

輝くふるさと常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、輝くふるさと常任委員会閉会中の継続調査の件については、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

次に日程第18、広報発行常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

広報発行常任委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続調査の申出書が提出されています。

お諮りします。

広報発行常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会閉会中の継続調査の件については、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

(休憩時刻 | 2時24分)

(再開時刻 | 3時30分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19、議案第1号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、鈴木満君。

2番 (鈴木満君)

11ページの農地災害復旧事業費のことについてお伺いしたいと思います。

昨年9月の台風の被害ということでございますけれども、改めまして被害の面積と、

この補助事業の中身についてお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

農地関係の被害状況についてご説明申し上げます。

箇所数から申しますと、町内で4カ所の箇所数となっております。関係戸数でございますが、5戸でございます。被害のトータル面積が0.63ヘクタール、アールにしますと63アールというふうな内容となっております。

それで、被害額でございますが、申請が4,091,000円に対して、査定の結果でございますけれども、同じく4,091,000円、100パーセントの査定率となっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

これが23年度中に終わるかどうかがというのが、雪が積もっておりますし、もしかしたら24年度に繰り越すということも想定されますが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

ご指摘のとおり、目標とすれば春の耕作に間に合わせたいというふうな考えを持っておりますけれども、これから降雪等も考えられますけれども、いずれ、基本的には春の耕作には間に合わせたいというふうな考えでおります。以上でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。3番、姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

台風15号全般について、全般にわたって農地等は春先に被害が、農家の人たちに負担がかかるのか、かからないのか、ちゃんと進んでいるのかどうかお願いします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

農家の負担の件でございますけれども、基本的には分担金条例なるものが存在しております。基本的には付加するというふうな内容でございます。

ただ、ご案内のとおり、今般の災害につきましては激甚法の指定等も受けておりますので、その辺は今後詰めてまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

できれば、もうちょっと、遅れるのであれば遅れるよということで話し合いをしてやっていただければなと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

査定申請の前には、それぞれ耕作者からのご了解をとって査定申請したものでございますけれども、先ほど申し上げましたように、こういった状況、被災の状況が大きいものですから、今後慎重に詰めてまいりたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

3点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず、今回の財源構成を見ますと、国庫負担率と県補助金の、この二つが大きな要素になっているようでございまして、公共土木の災害では66.7パーセントになっていますし、県の補助では農業用施設65パーセント、農地災害では50パーセント、林道災害では65パーセントになっておりますが、いわゆる定率で助成されるものは、今後この率については変わらないものかどうか、その点について、まず第1点をお伺いをいたしたいと思っております。固定定率であるかというふうなことの内容で、お伺いをいたすものでございます。

また、今回の災害復旧費につきましては四つの、大きな分類をさせていただきますと、4項目にわたっているわけでございまして、430,910,000円の補正計上でございます。そこで、この災害復旧費の工事箇所、箇所付けがどこにも出ていないわけです。どこの

積算で、この430,000,000円になっているのか、こういったような部分については常に指摘しているところがございますけれども、分かりやすい、私は一覧表が必要ではないのかと思うのですが、どこなのか、これでは私は予算審議しろと言われても、どこに予算が、どう付いたのか、さっぱり私は分からないのですが、どのような根拠で430,000,000円を計上したのでしょうか。これが第2点目でございます。

それからまた、先ほども若干の説明はありましたけれども、今回の430,000,000円の予算化された工事の流れ、特に先ほどもご質問がありましており、早期着工、早期完成を目指しているわけではございますけれども、こういったような部分で、どこの部分が最初に着工され、どこの部分が、どのような形で完成されているのか、その面積とか、そういうふうな部分が全く示されないままの審議でございます。私は、こういったような部分については、非常に分かりにくい予算であり、提案の仕方ではないのかなと指摘したいのですが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

まず1点目でございますけれども、この率の関係でございます。

今般の補正につきましては定率、ルールどおりの率で計上させていただいております。ただ、報道等にもございますとおり、農地、農業用施設災害につきましては、激甚法の指定を受けておりますので、補助率は上がってくるものというふうに思っております。

それで、今提案に激甚法に基づく率を計上すればと思っておりましたけれども、農地、農業用施設災害の場合には、激甚災害以外に補助率増高というものがございまして、さらに激甚以外にも補助率が増高されてくるというふうなもので、今国、県と協議中でございますので、一応原則的な率で計上させていただいております。

それから、土木施設関係でございますけれども、これにつきましては局地激甚の指定を受けるものというふうに考えております。県、国等への今資料のやり取りをしておるところでございます。

林道につきましては、こういった激甚災害の制度はございませんので、非常に甚大な被害でございました。これにつきましては、同じく補助率増高制度なるものがございまして、これも通常補助率よりはアップするものというふうに認識しております。

続きまして、箇所付けの問題でございます。基本的には緊急度の高い箇所から実施していきたいというふうな、基本的な考えを持っております。議員ご指摘のとおり一覧表を今議会に提出すればよかったのかもかもしれませんが、その辺はご理解賜りたいなというふうに思っております。

工事の流れでございますが、基本的に、先ほど申し上げましたように、緊急度の高い路線から着工するというふうなスタンスでございます。

先ほど総務企画課長からもご説明申し上げましたように、23年度においては9割ほどの配分がなされるものというふうな認識を持っております。続きまして、24年度に

は1割の残を消化するというふうな考えでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そういたしますと、最初の定率の負担率、あるいは補助、激甚法の災害は、このような定率なものではないものと思っております。もう少しこれに上積みになってくると思われますけれども、こういったような部分については、どのような修正の方法で提案なさるのか、もう一度この点についてはお伺いをいたしたいと思っております。

それから、先ほどの工事の箇所付けの関係でございますが、理解を賜りたいと言っても、私は理解をするわけにはまいりません。私たちも住民に説明する責任がございます。これを一旦通したならば、町当局と同じ、やはり責任を持った上で町民の方々には説明をし、納得していただかなければならない。このままでは私は、この資料だけでは到底納得はできない、そのように思いますので、これは町長からお答えをいただきたいと思っております。

それから、この着工、完成、23年度9割、24年度1割というふうな話でございましたけれども、この優先順位があらうかとは思いますが、極力この完成については23年度中に着工して、どうしてもできない部分についてはというふうなことになるかと思っておりますけれども、町民の方々は1日も早い復興を願っているわけですから、そういうふうなことも、ひとつ十分頭の中に入れて対応していただきたいなど、このように思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

まず率の関係でございますけれども、いつごろ確定するかということでございますが、局地激甚の場合は、通年でございますと年度末、3月いっぱいをもって率が示されるわけでございますけれども、今回の災害につきましては早急に対応するというような基本的な方針を国が示しておりますので、決定次第こちらの方でもいろいろ進めてまいりたいというふうに思っております。

農地災害につきましては、大体99パーセント事務手続き完了しておりますので、これも年度末にははっきりした数字が出てこようかというふうに思っております。

それから3点目でございますけれども、着工の関係でございます。我々も当然、非常に甚大な災害を被っておりまして、町民の皆様には安全、安心を与えるためには早急に着工してまいりたいというふうな基本的なスタンスでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

2点目の工事の箇所付けについての状況が分かるようにということでございますが、前回の臨時の議会におきまして、その地図等に示しながら、今回の災害箇所等々含めてでございますが、そういう形に提案をさせていただいたところでございましたが、今回そういう中で、その状況が、何と言いますか、さらに詳しくご理解いただくような部分というのは、おっしゃるとおり今回示さないまままでのご審議をいただくというようなことの中で、大変分かりづらいというご指摘を受けておりますが、前回そういう中で、その工事の箇所付け等々につきまして図面等で、地図等で示しておりましたので、今回このような提案ということになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

1番（ 柴田勇雄君 ）

そういうふうな、私は、安易な気持ちでの提案ではダメです。と言いますのは、今日は何の日か知っておりますか、町当局では。初議会ですよ。たまたま今回は同じ議員の方々が、そのまま無投票当選というようなことになったのですが、議会構成は全く変わっております。最初から、やはり、やるというような姿勢でなければ、議会はそんなに甘いものではありませんよ。前出したからいいのではないのですよ。もう任期で、昨日の段階で終わっているのですよ。こういったような部分をきっちりとした、やはり態度で示さなければ、いつまでも馴れ合いとか、町民に対して説明がつかないのではないのですか。

議長にお願いします。こういったような箇所付けについて、資料要求をしたいと思いますが、お取り計らいいただきたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

ただいまの柴田議員の資料要求については、後ほど当職から当局に要請をいたします。よろしいですか。

ほかに。6番、橋場清廣君。

6番（ 橋場清廣君 ）

1点だけ確認をさせていただきます。

7ページ、県支出金、県補助金の、今回東日本大震災によります市町村交付金が定額割が主なわけですけども20,000,000円、そして財政状況によるということで6,740,000円計上になったわけですけども、これは、こういうことからすると今回だけの基金の交付金で、以後はこの基金に関しては一般財源で手当をするということになるのでしょうか。その見通しについてお伺いをします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今回の基金は、県が50,000,000,000円の積立金ということで、県が基金を創設してございます。その中の21,000,000,000円を市町村に交付をするということでございます。21,000,000,000円の中で、ほぼ全体は被災地の方に回るわけですが、その中で1,360,000,000円ほどを全市町村に、直接被災のなかったところにも、そういう支援とか、そういう観点から配るということで、これは平成25年までに全額を使ってほしいということでございます。25年までに使い残しが出た場合には、県に返還をするという条件の付いているものでございますので、そういった趣旨の基金でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第20、議案第2号、葛巻町災害復興基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

先ほどに関連して質問させていただきますけれども、この基金については、いわゆる従来と、ほかのと違って期限が、基金の中身については25年度までに支援を終える、あるいは使い切るといふようなことが条件になっておるわけですが、そうした場合に、被災地は復興計画を立てているわけですが、それ以外の内陸に位置する我々自治体においては支援計画のようなものを、やはり柔軟な支援計画のようなものを立てて、そして支援していかねばならないということだろうと思います。

そこで、25年度までにこの支援が終わった後はどうするのか、この基金を。この支援については中期的にも、あるいは長期的にも非常に長いスパンで考えていかねばならない支援だろうと思いますので、この基金そのもののあり方についてお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今回基金、当初県から示された段階では25年度末には廃止になるような条例として作っていただくというような説明等がございましたが、その後配分方法とか、いろいろな部分について市町村からの意見を吸い上げまして、その後最終的に案として示された段階では、使い道についてもかなり弾力的に、あるいは、そういう基金の設置についても従来ある基金で、そういう目的に沿ったものがあれば、そういった基金を使っても結構ですというようなことで、大分緩和されておりました、期限についても規定しなくてもよろしいですというようなことがございまして、従来型のような基金になってございますが、25年度で目的を達することになりますので、それ以降は、これは今回の震災に限定したのものでございますので、条例そのものは基金がなくなった段階では廃止する条例ではないかというふうに考えてございます。

支援につきましては、この基金があるから支援ということではなくて、基金がなくなったあとでも、町として被災地に対する支援、あるいは町内でそれを基にいろいろ経済的に影響を受けている部分もあるわけでございますので、そういった部分については、基金のあるなしに関わらず、できる範囲内での支援ということは引き続き継続して考えていく必要があるものというふうに考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

以前一般質問の中で、この震災における素早い支援対応、これは非常に私も評価をさせていただきました。いち早く被災地に出向いて復興支援に携わったということで、その後はどうするのだということに対しての答弁が、継続してこれからも人的、あるいは

物的な支援はしていきたいという答弁はいただいております。

したがって、であるならば、具体的にこういった基金なり、具体的な体制があつてこそできるのであつて、できたらするのではなくて、そういう体制づくりが必要だと思ひます。それには、この基金というものが大いに役立つのではないかなというふうに思ひますけれども、25年度以降の新たな中期的、長期的な支援体制を、こういった新たに作る、継続して作るという考え、その点副町長どようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回のこの基金につきましては3年間ということですが、今お話申し上げましたように、今後の復興支援という観点等が強く目的としてある交付金を受けての基金の創設であります。

そういう中で、今年も、今年度におきましても、先駆けて子どもたちの沿岸被災地からの葛巻での体験など、受け入れもしてまいりました。そういう、ひとつの事業等も、今年もやってきたわけですが、今後そういう形の中でも、さらに今年度の事業等、あるいは今後の3年間の事業等を踏まえながら、以降の基金の維持といいますか、これについては検討させていただきたいと、このように思ひます。

議長（中崎和久君）

ほかに。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から2、3点ちょっとお伺いをいたしたいと思ひます。

まず大震災に伴う当町の直接被害、これはどのような状況になっているのかですね、その内容についてお伺いをいたしたいと思ひますし、また、支援などで、これまで支援に要した費用がどの程度支出されているのかですね、そういったような、全て今回の復興基金条例から支出されてよいものかどうか、その内容についてお伺いをいたしたいと思ひしております。

また、今回のこの基金条例でございますが、全て国からの、県を通じての補助と助成を受けての基金条例が設置になっているわけでございますが、この積み立ての財源でございますが、町からの一般財源の支出も考えられるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

1点目の被害の関係でございます。

先ほど説明ではあれだったのですが、今回の配分を受けた基金につきましては、定額配分20,000,000円、それから標準財政規模によります部分がございますが、もう一つ被害算定値に基づいた配分というものがございまして、人的被害、それから家屋が全壊、これを1と計算、半壊を0.5と計算しまして、その数値によって19,680,000,000円分を割り振ったということで、これは、ほぼ被災地に行くということで、葛巻町については、こういう部分の人的被害、家屋全壊、あるいは半壊はなかったということで、この配分の上においては、内陸のほとんどの市町村については、こういった被害算定に基づく部分はあまり出てきていない、ほぼ21,000,000,000円のうち、20,000,000,000円くらいは被災地の方に、本来の被災地といいますか、直接的な被害を受けた被災地の方に配分になっているところでございます。

それから、2点目でございますが、これまでに支援した部分の費用という部分でございますが、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、5,000,000円、6,000,000円程度と試算をしていたところでございました。

その中には、被災地に職員を派遣した際の旅費ですとか、土日勤務、保健師等々について現地に勤務した場合の時間外手当ですとか、そういったものも入ってございますが、今回の基金ではそういう内部管理経費的なものには使えませんよということになってございますので、人件費的な部分にはなかなか充当はできませんが、先ほど副町長が申し上げましたような、被災地の子どもたちを受け入れて、そういった部分の経費について負担をすとか、そういった直接被災地に出向いての支援だけではなくて、町の中でできるような支援、あるいは今年度横断幕ですとか、のぼりですとか、そういうものを作りまして公共施設等に掲示したり、そういうこともしてございますが、そういったものも被災地の支援というものに含まれるということで、大分広い意味での支援といえますか、風評被害ですとか、町内でも経済的に、そのことによって物が売れなくなっているとか、そういったもの等も、広い意味でそういう被害と受け止めて、今回の基金を活用していくことが可能というふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございますが、そういった観点から、今回の交付金については既に支出したのものについても充当していいという部分もございまして、今年度被災地支援については県の助成等も受けておりますが、その残りで一般財源で負担しているような部分ですとか、そういう部分もございまして、そういった部分についても3月補正等で整理をしながら、充当させていただく部分があれば充当させていただきたいなと思っております。

また、こういった支援をしていくかという全体の調整の中で、やはり一般財源を入れなければいけないというようなケースもあろうかと思っておりますので、そういった部分についてもあり得るものというふうに考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

中身的には大体分かりましたけれども、25 年度までに使い切らなければならない基金というふうに従っておるわけですが、もう、これは1日も早ければ早いほど、その活用をしなければならない基金ではないのかなと私は思います。23 年度、24 年度、25 年度までに使い切るというようなことの消極姿勢ではなくて、もう既に 23 年、24 年、もう 23 年はすぐ閉鎖されるわけですし、24 年度も、新年度、これについても早急に詰めなければならないわけですが、この使い道についてはどのようなお考えでしょうか。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

使い道については今議員おっしゃったとおりの部分があるかと思いますが。それと共に被災地の、今回やっておりますような被災地の生徒の支援という部分については、なるべく 24 年、25 年にわたって平準的に支出していくというような、ものによっては平準化して支援していく、継続的にやっていくという部分もあるかと思いますが、また、ものによっては、なるべく早めというようなこともあろうかと思いますが。24 年度分につきましては、今当初予算の編成中でございますので、その中で 24 年、あるいは 25 年も見据えながら今調整等をしておりますし、そういった中で今後詰めていかなければ、今基金を作ったという、まだ段階でございますので、その辺につきましては今後詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

これから詰めていきたいというふうなことのようですが、先ほどの一般財源の関係なのでございますが、ただ頂戴したものをそのまま、これを使い切るというような安易な発想ではなくて、やはり葛巻町そのもので何をしなければならないのか、どうすれば、この基金が一番、やはり活用法策がよかったのか、そういったような部分を十分検討した上で予算化をぜひ図っていただきたい、これは要望でございますが、そのような心をして被災地の救援に当たっていただきたいということでございます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号、葛巻町災害復興基金条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程第21、議案第3号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (鈴木重男君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に日程第22、議案第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、辰柳敬一君の退席を求めます。

(辰柳敬一君退席)

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（鈴木重男君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

席を立たないでお待ちください。

（休憩時刻 14時19分）

（再開時刻 14時20分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第23、議案第5号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、辰柳敬一君の退席を求めます。

（辰柳敬一君退席）

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

席を立たないでお待ちください。

(休憩時刻 | 4時23分)

(再開時刻 | 4時24分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

以上で今日の議事日程はすべて終了し、本臨時会に付された事件は全部終了しました。

これで今日の会議を閉じます。

平成24年第1回葛巻町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 | 4時25分)